京都市
CITY OF KYOTO

＜報道発表資料＞

令和８年１１月４日
京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

企業のための介護と仕事の両立支援セミナーを開催

令和７年度育児・介護休業法改正！企業に義務付けられた「両立支援制度の個別説明」と「意向確認」の手順

京都市では、京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例に掲げる事業者の役割を各事業者が果たすことができるよう、京都市ワーキングケアラー支援に係る事業者向け周知啓発活動促進事業（以下「本事業」という。）を実施しています。

今回、本事業を活用し、一般社団法人京都市老人福祉施設協議会（以下「市老協」という。）が、企業人事担当者向けの「企業のための介護と仕事の両立支援セミナー」を開催します。

企業の人事担当者が社員の方から仕事と介護の両立に向けて相談を受けた際の対応のポイントや、介護保険制度の基礎、どのように社員の方に接したら良いかなどを、介護現場に従事する専門家の目線から詳しく紹介します。

【概要】

- 日　　時　令和８年１２月９日（水）午後２時～午後４時
 ※午後１時３０分から受付開始
- 場　　所　伏見区役所１階ホール（〒612-8511 京都市伏見区鷹匠町３９－２）
- 内　　容
 - 介護について、社員とその家族だけの問題ではなく企業として何ができるかを考えるきっかけになるよう、「介護離職により、どの程度、会社の損失が生じるのか？」「どのような理由で介護離職が生じるのか？」などを国の統計等を用いて御紹介します。
 - 社員の方が「介護を一人で抱え込まない」ための、両立支援制度の位置づけや公的な相談窓口、相談に行く際に確認した方が良いことなどを御紹介します。
 - また、社員の方から相談を受けたとき、どのような視点で相談を受けた方が良いのか、ワーキングケアラーに関する内閣府経済社会総合研究所が行った要因分析の方法をもとに御説明します。
 - 介護保険制度等のフォーマルな支援以外のインフォーマルな支援についても御紹介します。
- 対　　象　市内の企業に勤める企業人事担当者等
- 定　　員　先着６０名

京都市
CITY OF KYOTO

- 参 加 費　無料
- 申込方法　以下専用フォームから参加登録
 （https://forms.gle/fZTSM3FNn6X34DbD9）

専用フォーム

- 申込期間　令和８年１１月４日（水）から令和８年１２月２日（水）まで
- 運　　営
 主催：一般社団法人京都市老人福祉施設協議会
 協力：京都市

【参考】パンフレット

市老協において、「企業のためのワーキングケアラー　介護と仕事の両立支援」パンフレットを作成しています。介護と仕事の両立支援について、簡潔にまとめられています。京都市情報館に掲載していますので、是非、御覧ください。



京都市情報館「企業のためのワーキングケアラー　介護と仕事の両立支援」について
（https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000356939.html）

京都市情報館

＜お問合せ先＞
京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
電　話：０７５－２２２－３８０２